

霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業

(商店街等) 納付金

申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課
(令和7年11月)

1 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（商店街等）給付金について

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた街路灯等の維持管理を行う商店街等組織の負担軽減を図るために、霧島市が交付する給付金になります。

2 対象者

市内の商店街等の組織で、次の要件を満たすもの

小売業、飲食業その他のサービス業等を営む店舗により、一定程度連続した商店街が形成されている事業主等（国分地区及び隼人地区を除く地区においては地域活性化に係る取組等を共同して行っている店舗の事業主を含む。）で構成されており、規約及び役員体制等が整備され、安定かつ継続した運営がなされている団体

3 給付対象経費及び給付金の額

令和6年4月から令和7年3月までの街路灯等に係る電気料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※商店街等組織が、給付対象経費に対し、国、県等の公的機関から助成を受けているときは、給付対象経費から当該助成金の額を控除した額を給付対象経費とします。

4 提出書類等

※ 申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

(1) 申請時提出書類

ア 申請書類チェックリスト

イ 交付申請書兼請求書（第1号様式）

ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）

エ 電気料金明細表（第3号様式）

※電気料金の支払いを証する書類（領収書等）を含む。

オ 直近の総会資料、役員名簿、規約等

カ 給付金の振込先口座に係る商店街等組織名義の通帳の写し（通帳を開いた
1・2ページ）

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

令和8年2月20日(金) ※消印有効

(2) 申請方法

原則として郵送

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請にご協力を
願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（商店街等）給付金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

↓

※当課に申請書類が到着した日を受付日
とします。

②申請書類の内容審査

↓

※不備がある場合は電話またはメールにて連絡
します。

③交付・確定決定通知書の送付

↓

※メールでの送付となります。

④支給

通帳記載名「霧島市商工振興」

※指定口座へお振込みします。

現金での支給はできません。

「キリシマシヨウコウシンコウ」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね1ヶ月程度
での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了
承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-64-0912

FAX：0995-64-0958

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

URL : <https://www.city-kirishima.jp>

霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（商店街等）	検索 
---------------------------	---